

精密検査（確認検査）における HTLV-1 抗体検査結果が判定保留であった妊婦の方へ

HTLV-1 というウイルスは母乳を介してお母さんから子供へ感染するウイルスです。しかし人工乳（粉ミルク）哺育、凍結解凍母乳哺育、もしくは3ヶ月までの短期母乳哺育を行えば母子感染は1/6～1/7にまで減少させることができます。母子感染を予防するために、一次検査としてHTLV-1抗体検査を、精密検査（確認検査）としてウエスタンブロット法（WB法）またはラインブロット法（LIA法）を行いました。判定保留という結果になりました。

つまり、あなたが「HTLV-1感染の可能性が高い」のか「HTLV-1感染の可能性は低い」のかを、抗体検査では判断できなかったということになります。残念ながら、これは現在の抗体検査法の限界で、判定保留者の中にどれくらいの割合で本当の感染者がいるのかもわかっていません。

判定保留であった場合に、HTLV-1キャリアと同様の母子感染予防対策を講じたほうが良いのかどうか、まだ、医学的に結論が出ていません。HTLV-1キャリアと同様の対応をすることを希望される場合は、母子感染が起こる可能性を少なくするために母乳をあげない（または、あげる場合には満3か月までの短期間に留めるか、搾乳したものをいったん凍結して解凍した母乳を与える）などの対応をします。

授乳方法の選択にあたっては、それぞれの長所と短所がありますので、主治医の先生とよくご相談して下さい。

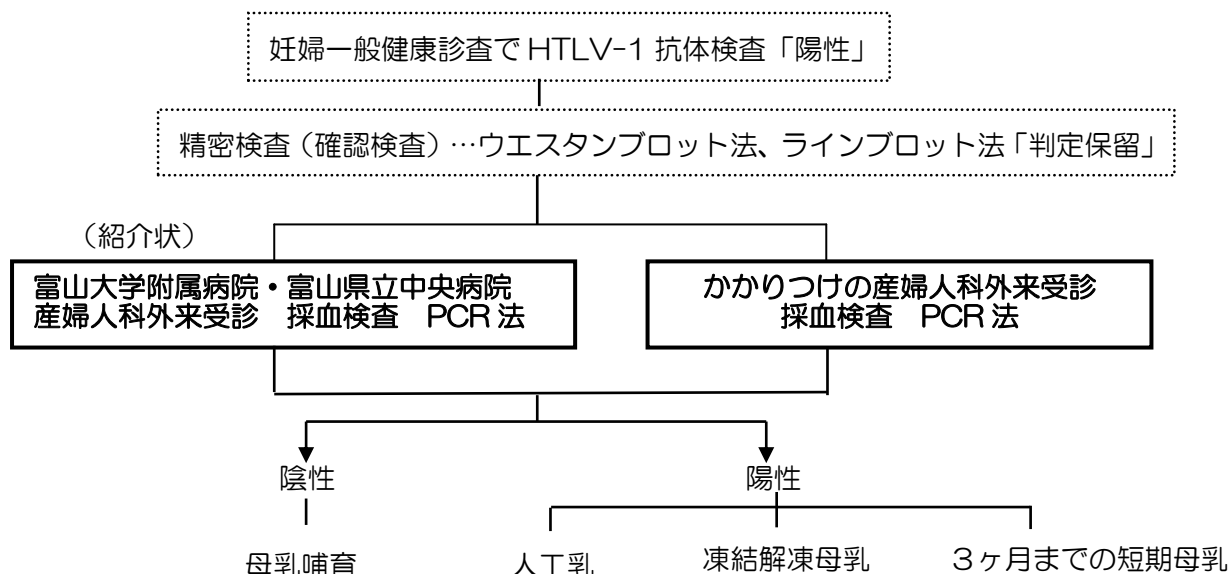
抗体検査以外にHTLV-1に感染しているかどうかを調べる方法として、PCR法というものがあり、この検査法は保険適用です。この検査を行うことにより、陰性であれば母乳哺育をおこなっていただけるというメリットがあります。正確な判断を行うためにPCR法を行うことを推奨します。

富山県では、専門医療機関である、富山大学附属病院または富山県立中央病院の産婦人科外来への受診を推奨しています。

ただし、専門医療機関の受診を希望されない場合は、かかりつけの産婦人科医療機関でも検査を受けていただくことができます。

また、この方法で検査を行ってもHTLV-1感染の有無について、100%確実に判定できる訳ではありません。この検査を希望する場合は、主治医にご相談下さい。

<フローチャート>



（詳しくは、主治医にご相談下さい。）